

Title	東京都の同和行政と皮革関連産業の地域実態
Author	八木, 正
Citation	同和問題研究 : 大阪市立大学同和問題研究室紀要. 18 卷, p.35-39.
Issue Date	1996
ISSN	0386-0973
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学同和問題研究会

研究ノート

東京都の同和行政と皮革関連産業の地域実態 The Actual Area Conditions of Tannery and It's Related Industries under Japanese Metropolitan Dowa (Assimilation) Policy

八 木 正
Tadashi Yagi

本学の同和問題研究室では、長年にわたり研究員による毎年2回の現地研修が重ねられてきているが、1994年度からはやや様変わりをして、各地の食肉産業の「と場」の実態にテーマをしぼって研修が行われた。すなわち、1994年度前期には東京都中央卸売市場食肉市場ほか、後期には熊本市食肉地方卸売市場（食肉センター）、1995年度前期には株式会社三重県松阪食肉公社および四日市市地方卸売市場食肉市場、がそれである。

それらの食肉産業に関わる研修記録を残すのが本稿の元来の目的であるが、筆者にとっては東京都芝浦の「と場」はすでに現場学習に入っていたなじみのフィールドでもあり、本誌17号の論文にも研修の一部を援用している事情から、重複記述は当然ながら避けたい。また、熊本市食肉センターは有名な馬肉の産地であり、きわめて深い関心をそそられる現場であるところから、個人的に再度の補完現場学習にもうすでに入っており、その記述は次の機会にゆずりたいと考えている。三重県松阪食肉公社はいうまでもなく「松阪牛」の名声をほしいまにしている牛肉生産地であり、短い研修ではその全貌をとらえるのに無理があるという印象を受けた。やや意外だったのは、県北の四日市市の食肉市場が、名古屋市の商圈を控えて、予想以上の活況を呈していたことで、これまたいねいな補充学習もなしに簡略に言及するのは適切ではないと思われた。

このような判断から、本稿では食肉産業関係の研修記録は思い切って割愛し、東京都の同和行政と皮革関連産業との関連性に焦点をしぼって、印象をつづってみることにしたい。

関西地方とは異なる東京都独自の同和行政の方式は、縮約していえば、同和地区の地域指定と地域改善事業を行っていない点にある。その理由づけはともあれ、その結果、東京都の同和対策事業は、被差別地区に即して地域単位で実施されることがなく、個人単位の「属人的事業」、地元の区を実施主体とする「環境改善計画」、および事業所の集中区域における「産業労働計画」をその三本柱としている。多少とも地域に関連していると見られるのは、「環境改善計画」と「産業労働計画」であるが、その内実には重大な問題点のはらまれている可能性が、同和問題研究室の現地研修（1994年7月、東京都港区、墨田区、台東区）によって強く感得さ

れたのであった。以下、その理由について若干の私見を述べてみることにする。

まず第一の問題は、1981（昭和56）年に策定された「産業労働計画」が、実質的には皮革関連事業だけに限定され、なぜか食肉産業がそこから除外されているという事実である。計画策定の趣旨によると、「皮革産業は、同和問題を内包した伝統的地場産業である」と規定されているが、それならば行政サイドの認識では、食肉産業の方には同和問題が内包されていないという帰結にでも達したのであろうか。だとすれば、その結論の実態的・理論的な根拠は、一体どこにあるのであろうか。当然そういう疑問にとらわれて、筆者は担当官にも質問を試みたが、納得のゆく説明は結局のところ受けることができなかった。別の所で聞いていたところでは、「同和産業」の指定については当時、食肉業界団体の賛同が得られなかった事情があった模様であるが、もしそれが理由であったとすれば、当時の事情の真相がどうであれ、行政側が当事者のひとつである業界団体の意向だけを汲んで、今はやりの「行政の主体性」を欠いたまま食肉産業をとらえていたことにならないのだろうか、どうして労働現場で働いている団体の意見に耳を傾けなかったのだろうか、そこに複雑な政治的な事情がからんでいたのだろうか、そんな憶測に次々と苦しめられてしまったのであった。

さらに厳密にいうと、食肉産業と皮革産業とを単純に対比することすら実は問題なのであって、食肉・内臓生鮮食品と皮革・油脂・骨粉などの加工製品の双方を産出する不可欠の基本工程として「と畜」解体作業がある、というその中軸的な位置関係を正しく把握する必要があるだろう。そして重要なのは、そのいずれの産業現場においても、被差別部落民が歴史的にずっとその主要な担い手となってきたという事実、それゆえにまた深刻な偏見と差別にさらされてきた社会的事実をありのままに認識することである。その事実を基本にして同和行政が組み立てられるのであれば、そこに重大な欠陥が生ずるであろうことはあまりにも当然の結末でなければならぬ。仮にも、食肉市場が東京都直営であることを理由に持ち出して、食肉産業に関しては都の業務管理事項として同和事業とは別枠で扱うという方針がとられているのであれば、その官僚的な対処方式そのものが問題とならざるをえないであろう。

食肉産業と処理労働の実態を知るために、わたしたち研修団は品川の東京都食肉市場を訪問し、「と場」を見学するとともに、そこで働く現場労働者たちから実際の話聞いた。その内容については、本誌前号論文（八木正「日本の食肉産業における雇用形態と労働の実状」）を参照願いたい。この研修の場でも正直なところ、東京都の同和行政と食肉産業との関わりについてのさまざまな疑問が、筆者の胸に重苦しくわだかまっていたのであった。

さてそれでは、もう一方の皮革関連産業に対する同和行政の施策が充実しているかということ、これまたそう判断するには少なからぬためらいをともしざるをえないものがある。具体的な同和産業の指定では、墨田、荒川、台東、足立、葛飾の5区の製革、油脂、靴、その他はきものの4業種がその対象となっている。先の計画策定の趣旨では、「当該産業は、生業的小零細企業である」、「経営基盤はぜい弱であり、労働環境も劣悪である」、「このため皮革関連産業の

経営基盤を確立し、そこに働く人々の生活の安定向上を図ることが、同和問題解決の一方途である」とつづいている。全体的に「同和産業」を低位の位置においてしかとらえていないこと、その低位性の原因を経営規模の小零細性に帰していることは明らかである。そこには部落差別の現実の正確な認識とその現実に即した実効のある克服の視点とが、まったく欠落してしまっているといえるのではないだろうか。

当然ながら、こういう観点の延長線上において、同じ内容の「環境改善計画」が策定されている。具体的には、墨田、荒川、練馬の3地区の「生活環境と生産環境の改善をめざす」、「住民参加のまちづくりを進める」ことがうたわれているだけなのである。

このふたつの施策の実態を視察すべく、わたしたちは墨田区木下川（きねがわ）にある皮革なめし工場、および台東区今戸の産業労働会館（製靴業）を訪問した。とくに前者においては、皮革（豚皮）産業と油脂・骨粉等の化製（レンダリング）産業が、「と畜」産業関連の重要な一環であることを再認識させられたのであった。そうであるだけに、行政サイドにより「同和産業」問題が「公害防止」という一般的な環境改善事業の問題にいわばすり替えられてしまっていることに、ある空しさと強烈な疑問にとらわれたことは否定することができない。「と畜」解体業務から始まって、食肉産業、皮革産業、油脂産業、骨粉産業などにいたる産業労働の連関を、部落差別の実態に即して学問的にもっと深く解明する必要性があることを強く反省させられたのであった。このアプローチはまた、たんに行政当局だけではなく、部落解放の運動団体サイドにおいても避けがたい研究課題となっているように思われた。

さて、上記のような行政対策のなかで、東京の皮革・油脂産業地区はどのような状況に置かれているのであろうか。部落解放同盟墨田支部の原田千恵子さんのご説明で最も印象に残ったのは、「東京の同和行政では、〈同和地域〉はないけれども、〈部落差別〉は一般にあるということになる。そういう立場から同和地区の指定が行われていないので、現実に存在している被差別地区がないということにさせられ、特定の地域に集中して表れる部落差別の現実が隠されている」という趣旨の発言であった。このことによる影響が、住宅、学校、交際、結婚、就職、就労などの生活の基本的各局面でのきびしい差別となって実に深刻な仕方でおよんでいる。産業労働面を中心にして、以下その具体的実相に注目してみよう。

この地域の形成の歴史は浅く、浅草周辺の弾左衛門囲い地にあった斃牛馬の皮革なめし場が、1871（明治4）年の賤称身分廃止令の時に、東京府への人口流入が増大するなかで、「悪臭甚だしく人目につく」という理由で、湿地帯の木下川・三河島に強制移転させられてから以後のことである。堀立て小屋のような工場ながら、一時は戦争景気にわき「軍需産業」となったけれども、1925年にいたり東京府より「非衛生・悪臭」を理由に、千葉寄りの荒川河口付近への移転を再度命ぜられた。その時に初めて皮革業の組合が、「あまりにも人としての取り扱いではない」と国会に陳情書を提出、現在地への残留をかちとったのであった。

このころにはすでに、関東各地の被差別部落から仕事を求めてこの地への流入がつづいてい

たが、人数の上で圧倒的に多いのは、滋賀の被差別部落の人たちであった。この人たちは、京大阪の差別のきびしさに耐えかねて東京に住みつくが、すぐれた皮革技術をもっていたのでさらにこの地に移転し、郷里からさらに縁者を呼び寄せて増加していったのであった。水平社支部結成の中心になったのも、滋賀から来たこれらの皮革工たちであった。現在では、この地域は47ヘクタールの地域に、約800世帯、2,000人弱の人たちが住んでいる。

当地では、日本の8割の豚皮のなめし（酸化クロムを使用）を行なっている。製品は〈ビッグスキン〉もしくは〈スウェード〉と呼ばれ、衣料品やインテリア品などに使用され、輸出産業の側面をもっている。ところが、第一に、円高の影響で収益が半減ないし三分の一となり、第二にそれに加えて、韓国や台湾でもなめしの技術が開発され、コストが格安なためバイヤーがそちらに流れて、ここ2〜3年製品が売れず、見通しも全然立っていない。さらに第三には、なめしはきびしい仕事であり、職安関係者などにも「汚い仕事」という「部落産業」に対する偏見もあるところから、働く人たちが集まらず、そのためどうしても外国人労働者たちに頼らざるをえないという構造がある。このような三重苦に打ちのめされ、160社もあった皮革関連業者が今では半分以下となり、工場は駐車場などに変わってしまった。小零細企業が多く、自社で全部の工程をこなしている所は少なく、たくさんの工場があっても、それぞれの事業所が、なめしだけ、染色だけ、張り皮だけの工程を専担する仕方地域内分業をしている家内工業となっている。

さらに当地では、油脂産業が切っても切れない関係にあり、皮革産業とセットで地域に根づいている。油脂会社の仕事は、第一に、外食産業から回収した捨て油の再利用加工、第二に、「と場」から運ばれた動物の骨の再生利用であり、後者は具体的には、骨油を絞ったり、槽を肥料や飼料に加工している。いわゆるレンダリング（rendering）産業であり、いわば家畜（livestock）の処理産業関連の重要な一環と位置づけられてしかるべきと考えられる。

油脂産業は、周辺地域から臭気の問題を突きつけられていて、いわば「産業の臭いが差別の対象になっている」（原田さん）ということができる。そのため「油屋」は、行政からの一定の補助があるとはいえ、苦しい経営の中から臭気対策に莫大な費用をかけなくてはならない。「産業的に展望もなくてきびしい状況だが、先輩たちが身を削りながらここに踏みとどまった苦勞をけっしてないがしろにできない」と原田さんが語られる苦しい胸の内が、私たちにも重苦しく伝わってくる。

ちまたでは、この地域の皮革・油脂産業で働いている外国人労働者は、本産業従事者の三分の一にも達しているといわれているが、それはあくまでも推定でしかないものであり、当然にも複雑な事情がからんでいるから、その実態は明らかにされるような性質の事柄ではないのである。ただ、数年前まではバングラデッシュ、パキスタン、フィリピンの人たちが多かったが、イラン人が増えた時期を経て、今はナイジェリア、ウガンダなどアフリカ系の人たちが大半という変化はある模様である。

この地域社会に住む人たち、とくに若者たちの就業問題は、非常に深刻である。皮革工の子どもたちに高校中退者が多く、外に出てゆく傾向があると指摘されてもいる。この問題には当然ながら、職業問題のほか、教育問題が密接に関わっている。その状況と構造については簡単に記述はできない（前号論文の参考文献を参照されたい）が、肝心なことは、その根っこの部分に深刻な部落差別問題が存在しているという事実である。しかも前にふれたように、行政から「同和地区」の指定を受けていないために、実際には同和対策の地域事業はまったく講じられていないのである。いうなれば、社会的事実として存在するあまたの部落差別事象に対して、行政サイドがまともに向き合うことなく、したがって何の対策も講じられていないという同和行政の欠落構造があり、その裂け目から深刻な矛盾が噴き出し、差別がより重く倍加されて被差別地区の人たちと子どもたちをおそってゆくという構図となっているわけである。

こういう地域の現状と差別の構造が存在するにもかかわらず、行政サイドがその実態を知ろうとすらせず、「東京方式」という従来の「同和対策」に安住していてよいのだろうか。その姿勢を東京都がこれからも保持しつづけてゆくのであれば、いつかはその行政責任がきびしく問われる日が来ないともかぎらないであろう。そんな思いを胸にいだきながら、筆者はこのたびの研修をいったん終了したのであった。

（1996年1月 記）